

大洲市新ビジネスモデル展開促進事業支援給付金 のお知らせ

令和4年11月4日現在

大洲市は、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるため、中長期の視点に立ち、社会経済環境の変化に応じた業態やサービス提供方法の転換、新事業展開などの前向きな事業に取り組む事業者に対し、新型コロナウイルス感染症に起因する社会環境の変化を好機へと変える中小企業者及び小規模事業者（以下「小規模事業者等」という。）の前向きな取組を促進し、経営の安定化や地域経済の活性化を図るため、愛媛県が実施するコロナ対応新ビジネスモデル補助金（以下、「県補助金」という。）の支給に併せて上記給付金を支給します！！

1 対象者

対象者（いずれにも該当すること。）

- ① 市内に主たる事業所又は店舗を有する小規模事業者等であること。
- ② 県補助金額確定通知を受けた小規模事業者等であること。
- ③ 納期の到来した市税（国民健康保険税を含む。）に滞納がないこと。
- ④ 今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- ⑤ 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団員等でないこと。



2 支給申請

申請書類

- ① 大洲市新ビジネスモデル展開促進事業支援給付金支給申請書（様式第1号）
※大洲市HP（大洲市HPから「新ビジネス」で検索）からダウンロードできます。
- ② コロナ対応新ビジネスモデル補助金額確定通知の写し
- ③ 主たる事業所が大洲市内にあることが確認できる資料
（法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は確定申告書の写しなど）
- ④ 給付対象事業の概要が確認できる書類（コロナ対応新ビジネスモデル補助金に係る補助事業実績報告書類の写しなど）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※今年度より手続きの負担軽減のため、支給決定に必要な事項の調査に同意いただくことで、市税納税証明書の添付は不要になりました。

申請期間

令和5年2月28日（必着）



3 支給額



新たなビジネスモデルの
展開に挑戦する事業者を
支援！！

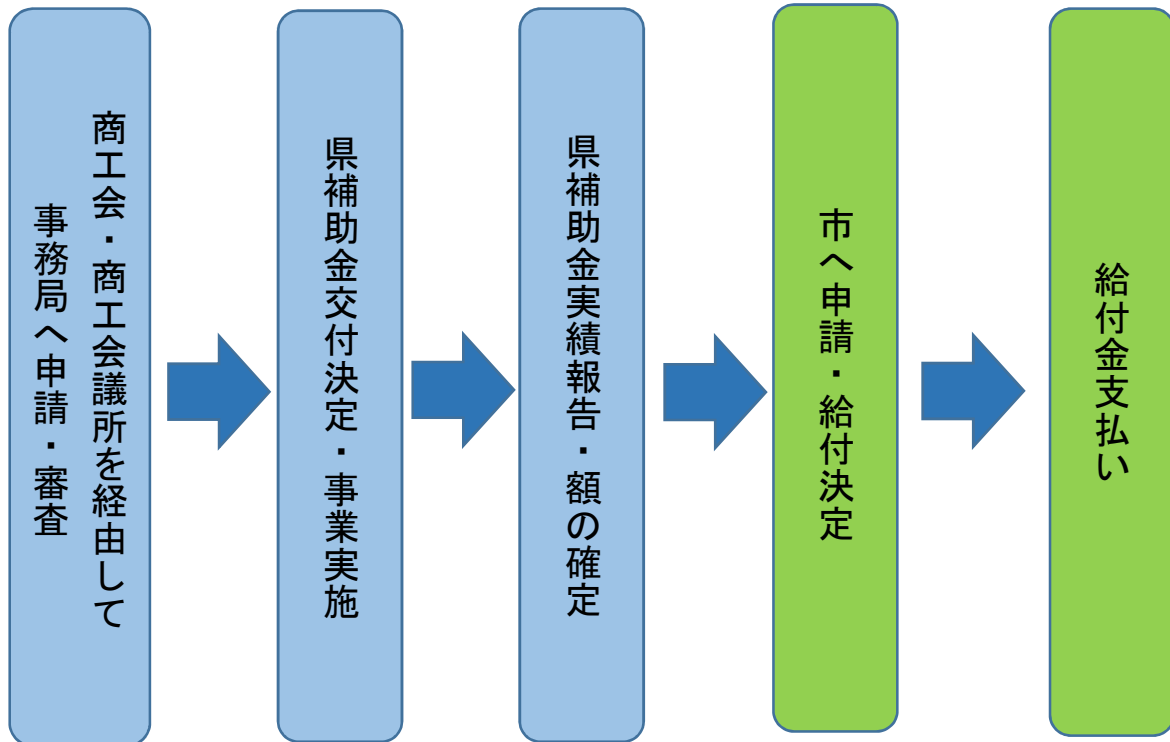
支給額

県補助金確定額の 8分の1 の額

支給上限

1事業者当たり 12万5千円 を限度とする。

4 申請フロー（概要）



※新型コロナウイルス感染症対応新ビジネスモデル展開促進事業について、
詳しくは事務局（愛媛県商工会連合会）のHPやQRコードをご参照ください。
(<https://ehime-sci.jp/newbiz2022/>)



5 問い合わせ

大洲市役所 商工産業課 商工振興係
担当 河野(涼) Tel:0893-24-1722

